

余市町放課後児童クラブ運営業務に係る
公募型プロポーザル方式実施要領

令和 8 年 1 0 月

余市町民生部子育て・健康推進課

余市町放課後児童クラブ運営業務に係る公募型プロポーザル方式実施要領

1. 目的

本業務は、放課後児童クラブの運営について、これまで町が直営により実施してきたところであるが、近年、放課後児童支援員等の確保が困難な状況となっており、安定的な運営体制の維持が課題となっている。

このため、放課後児童クラブ運営に関する専門的な知識、経験及び人材確保能力を有する民間事業者へ運営業務を委託することにより、児童の安全・安心な生活の場を確保するとともに、児童一人一人の発達段階や特性に応じた適切な支援及び多様な活動機会の提供を図り、放課後児童健全育成事業の更なる充実を目指すものである。

また、支援員等の雇用確保や配置調整、労務管理等を含む運営業務を民間事業者に担わせることで、効率的かつ安定的な運営体制を構築し、行政事務の負担軽減及び業務の効率化を図るとともに、限られた行政資源の効率化及び住民サービスの向上を図ることを目的とする。

なお、この実施要領は、本町にとって最も優れた提案を行う事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために、必要な事項を定めるものとする。

2. 業務委託の概要

(1) 業務名 余市町放課後児童クラブ運営業務

(2) 業務内容 別紙「余市町放課後児童クラブ運営業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間 令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

(契約締結日から令和9年3月31日までは引継ぎ等準備期間とする。)

(4) 委託上限額

委託上限額は309,576千円とし、各年度における上限額は次のとおりとする。

令和9年度 100,320千円

令和10年度 103,476千円

令和11年度 105,780千円

※本業務は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第2号に規定する第二種社会福祉事業であり、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項に規定する消費税非課税事業に該当する。

(5) 所管課

本業務の所管課は、余市町民生部子育て・健康推進課とする。

3. 参加資格要件

本プロポーザルの参加資格要件は、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1) 余市町入札参加資格者名簿に登録されていること。余市町入札参加資格者名簿に登録のない者は、10月13日（火）（必着）までに競争入札参加資格審査申請手続きを済ませること。（詳細は、総務部財政課（電話：0135-21-2114）に問合せのこと）

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (3) 参加表明書の提出期限において、余市町の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定による指名停止等の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 余市町暴力団排除条例（平成24年条例第19号）に規定する暴力団関係事業者等でないこと。
- (6) 町税に滞納がないこと。
- (7) 消費税及び地方消費税に滞納がないこと。
- (8) 北海道内に本店または支店、若しくは営業所等を有していること。
- (9) 過去5年以内に、北海道内において放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、保育所、児童館その他児童福祉法に規定する児童福祉施設又は児童福祉事業の運営業務を受託し、適正に履行した実績を有していること。

4. 参加表明手続き

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により参加表明書及び必要書類を提出すること。

(1) 提出期限 令和8年10月19日（月）午後3時まで

(2) 提出先 〒046-8546

北海道余市郡余市町朝日町26番地

余市町民生部子育て・健康推進課

電話：0135-21-2122

メール：jidou.h@town.yoichi.hokkaido.jp

(3) 提出書類

ア. 参加表明書（第1号様式）

イ. 参加表明者概要調書（第2号様式）

ウ. 法人の登記事項証明書又は登記簿謄本（直近3か月以内のもの、写し又はスキャンデータ可）

エ. 町税に滞納がないことの証明書（余市町に納税義務がある場合。写し可。提出日前3か月以内に発行されたものに限る。）

オ. 消費税及び地方消費税に係る納税証明書（写し可。提出日前3か月以内に発行されたものに限る。）

(4) 提出方法 郵送、持参、電子メール（郵送の場合特定記録、簡易書留又は書留とする。）

※電子メールで提出の場合、事前に電話連絡すること。受信後に余市町より受領確認のメールを返信する。

5. 参加資格審査

本プロポーザルへの参加表明書を提出した者について、「3. 参加資格要件」に掲げる参加資格に合致しているか確認し、結果を通知するものとする。

6. 契約候補者の選定方法

(1) 選定審査

参加資格審査の結果、参加資格を満たすと認められた者（以下「企画提案者」という。）は、「7. 企画提案書の作成要領」により、企画提案書を作成し、提出するものとする。

余市町は、契約候補者の選定にあたり、「余市町放課後児童クラブ運営業務選定審査会」（以下「審査会」という。）を設置し、企画提案書等の内容を審査する。

(2) 選定審査の方法及び評価基準

選定審査は、企画提案書並びにこれに基づくプレゼンテーション及びヒアリングの実施による企画提案の内容等に関する評価（以下「評価点」という。）と見積額による価格に関する評価（以下「価格点」という。）により行う。

ア. 評価点

評価点は、次の評価基準に基づき審査会の各審査員（5～7名）が審査する。

各評価項目の配点の合計は、審査員1名につき100点とし、項目ごとの配点は公表しないものとする。

【評価基準】

	評価項目	評価基準
1	取組姿勢・方針	①放課後児童健全育成事業の理解度 ②誠意的・意欲的に取り組む姿勢 ③法令順守、守秘義務、個人情報保護、子どもの意見尊重の考え方
2	実施体制	①運営側の組織体制（責任者等の人材確保と配置） ②現実的な引継ぎ・準備等のスケジュールと進行管理体制 ③効率的な運営手法や工夫 ④要望・苦情への対応 ⑤町との連絡体制、小学校との調整
3	支援員等	①処遇（転籍及び現給保障の対応や福利厚生など） ②勤務体制の構築（通常時、長期休業期間等） ③人材確保の現実性、欠員対応 ④バックアップ体制、指導 ⑤資質向上の取組（研修や人材育成）
4	事業内容	①遊びや学習などの活動内容 ②独自提案によるサービス向上、効率化 ③特別な配慮が必要な児童や障がいのある児童への支援

		④おやつ提供体制（発注・出納管理、アレルギー対応） ⑤保護者との連携
5	安全対策及び危機管理体制	①児童の健康管理、安全管理の方策 ②事故防止、災害対策、衛生管理等の危機管理体制 ③ケガ等事故発生時の対応
6	業務実績等	①本業務を適正かつ確実に遂行できる十分な実績と事業者の安定性 （本町と同規模（3か所、9クラブ程度）の実績、経営状況） ②後志地区の自治体での受託実績
7	その他	①企画提案書とプレゼンテーションの整合性について ②プレゼンテーションの解りやすさ、質疑応答の適切・迅速性 ③その他、業務全般に対する意欲が感じられるか

イ. 価格点

価格点は、見積額により算定する。

価格点の上限は、企画提案者につき10点とし、見積金額による配点の区分は公表しないものとする。

(3) 契約候補者の選定

ア. 選定方法

各審査員が採点した評価点の合計を採点した審査員の数で除した平均点（以下「平均点」という。）、これに価格点を加算した合計点（以下「合計点」という。）が最も高い企画提案者を契約候補者とする。

なお、平均点が60点（6割）に満たない企画提案者は、選定の対象としない。

イ. 同点の場合の取扱い

合計点が最も高い企画提案者が複数の場合は、評価点の合計が高い者を契約候補者とする。

なお、評価点の合計が同点である場合は、見積額が低い者を契約候補者とする。

上記によっても契約候補者を選定できないときは、くじ引きにより決定する。

(4) 選定結果の通知

選定結果については、文書で通知するものとし、余市町ホームページに掲載する。

(5) その他

選定結果に対する異議の申し立ては受け付けない。

7. 企画提案書の作成要領

(1) 企画提案書は、企画提案書提出書（第3号様式）に添付して提出すること。

(2) 企画提案書は、日本工業規格A列4版大（A4サイズ）の用紙を使用するものとし、様式は定めない。

なお、図面等の提出を要する場合は、折りたたんでA4サイズ以内となるものの添付を認める。

(3) 企画提案書には、余市町放課後児童クラブ運営業務委託仕様書及び6. 契約候補者の選

定方法【評価基準】の内容が提案されていること。

- (4) 企画提案書に実施体制計画書（第4号様式）及び見積書を添付し、消費税非課税事業に該当するため、見積額には消費税及び地方消費税を含めない額を記載すること。

8. 企画提案書の提出

- (1) 受付期間 令和8年10月23日（金）午前9時から
令和8年11月4日（水）午後3時まで
- (2) 提出先 「4. 参加表明手続き」に同じ
- (3) 提出書類
- ア. 企画提案書提出書（第3号様式）
 - イ. 企画提案書（任意様式）
 - ウ. 見積書（任意様式）
 - エ. 実施体制等計画書（第4号様式）
- (4) 提出方法 郵送又は持参（郵送の場合特定記録、簡易書留又は書留とする。）
- (5) 提出部数 正本1部、副本10部
- (6) その他
- ア. 企画提案書等の提出は、1者につき1案とする。
 - イ. 企画提案書等の提出後の差替え及び再提出は認めない。
 - ウ. 提出された企画提案書等は返却しない。
 - エ. 提出された企画提案書等は本プロポーザルの審査以外の目的で使用しないものとする。

9. プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案者は、審査会においてプレゼンテーション及びヒアリングの実施を行うものとし、実施方法は次のとおりとする。

ただし、企画提案者の数が4者を超える場合は、事前に書類選考を行い、プレゼンテーション及びヒアリングの実施対象者を概ね4者程度とする。

- (1) 実施日 令和8年11月9日（月）（予定）
（実施対象者に別途通知する。）
- (2) 場所 余市町役場3階会議室
- (3) プレゼンテーション時間 30分以内とする。（提案者多数の場合は時間を変更する場合がある。）
- (4) ヒアリング時間 15分以内とする。
- (5) 参加人数 5名以内
- (6) その他
- ア. プレゼンテーションは、パソコン、プロジェクタ及びスクリーンを使用できるものとする。プロジェクタ、スクリーン、HDMI ケーブル、電源コードについては余市町が用意する。

イ.プレゼンテーションは、提出された企画提案書に基づき行うものとし、企画内容の追加、変更等は認めない。

10. 質問及び回答

本プロポーザルに関し、質問がある場合は、電子メール又はファックスにより質問書（第5号様式）を提出すること。なお、質問の内容が提案の申込手続き等に関する場合は、質問と回答の内容を町ホームページで公表することがある。

- (1) 提出期限 提出期限 令和8年10月19日（金）午後3時まで
- (2) 提出先 FAX：0135-21-2144（余市町民生部子育て・健康推進課宛）
メール：jidou.h@town.yoichi.hokkaido.jp
- (3) 回答方法 質問者及び参加表明者に電子メール又はファックスで回答する。

11. スケジュール

下記のスケジュールで実施する。なお、日程等は変更する場合がある。

令和8年10月	2日（木）	公募開始
10月19日（月）		参加表明書提出締切
10月19日（月）		質問受付締切
10月23日（金）		提案書受付開始
11月4日（水）		提案書受付締切
11月9日（月）		プレゼンテーション及びヒアリング実施
11月中旬頃		選定結果の通知
11月下旬頃		契約締結（予定）

12. 失格事項

参加表明者が次の各号のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 3. の参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (3) 提出方法、提出先、提出期限の条件に適合しない場合
- (4) 提出書類が、本実施要領で指定する様式を使用していない場合
- (5) 見積額が委託限度額を超えている場合
- (6) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (7) プレゼンテーション及びヒアリングを欠席した場合

13. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 書類の作成、提出及びプレゼンテーション参加等に係る経費は、すべて企画提案者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は、本業務の契約候補者選定を行う作業に必要な範囲において

複製することがある。

- (4) 企画提案者が業務の一部を第三者に委託する場合は、企画提案書にその旨を明記し、当該第三者に企画提案者の義務と同等の義務を負わせるものとする。
- (5) 前号に該当する場合は、企画提案者は当該第三者に対し、必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- (6) 企画提案者が業務のすべてを第三者に委託することは認めない。
- (7) 選定審査の結果、選定された契約候補者が辞退又は失格、その他の理由により契約に至らなかった場合は、次点の者を契約候補者としてすることができるものとする。
- (8) 余市町は、やむを得ない理由等により本プロポーザルの実施を中止、又は変更することができるものとする。この場合において、余市町は、企画提案者が本プロポーザルの企画提案手続き等に要した一切の費用等を負担しない。
- (9) 本プロポーザルにより選定された契約候補者の企画提案内容は、その全てについて契約を保証するものではなく、当該契約候補者との契約手続きにおいては、当該業務の仕様等について余市町及び契約候補者が協議するものとする。